事 務 連 絡 令和6年4月19日

公益社団法人 全国調理師養成施設協会 御中

厚生労働省健康·生活衛生局 健 康 課 栄 養 指 導 室

専修学校である調理師養成施設における遠隔授業の取扱いについて(周知)

標記については、別添のとおり各都道府県衛生主管部(局)宛に事務連絡を発出しましたので、お知らせします。

事 務 連 絡 令 和 6 年 4 月 5 日

各都道府県 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省 健康・生活衛生局 健 康 課 栄 養 指 導 室

専修学校である調理師養成施設における遠隔授業の取扱いについて

平素より調理師養成施設への適正な御指導に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)第5条第2項において、専修学校における通信制の学科は通信による教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができることを規定しています。一方で、「調理師養成施設指導ガイドラインについて」(令和3年3月25日健発0325第7号厚生労働省健康局長通知)(以下「本ガイドライン」という。)においては、調理・衛生等に関して調理師たるに必要な技能等の修得の観点から、通信教育による調理師の養成は認められない旨を通知しているところです。

今般、本ガイドラインについて、一部の都道府県から専修学校である調理師養成施設における遠隔授業の取扱いに関する問合せがございました。

本ガイドラインにおいては、通信教育による調理師の養成は認められない旨を示している一方で、遠隔授業の取扱いについては示していませんが、専修学校における遠隔授業の取扱いについては、専修学校設置基準第13条に規定されているほか、「専修学校における遠隔授業の取扱いについて(周知)」(令和3年6月9日3文科教第283号文部科学省総合教育政策局長通知)においてお示ししている内容に沿って行うことが可能です。各都道府県におかれては、これらの内容を十分御了知の上、管内の調理師養成施設に対して、適切な御指導をお願い申し上げます。

なお、本件については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言であること、また、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課と協議済みであることを申し添えます。

(主な関連通知等)

・ 令和3年3月25日付厚生労働省健康局長通知「調理師養成施設指導ガイドラインについて」

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000760153.pdf

・令和3年6月9日付文部科学省総合教育政策局長通知「専修学校における遠隔授業の取扱いについて(周知)」

https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

・令和3年6月9日付文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について(令和3年6月9日時点)」

https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

・令和5年10月17日付文部科学省初等中等教育局、文部科学省高等教育局、厚生労働省医政局、厚生労働省健康・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について」の廃止についてhttps://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001157548.pdf